

第10期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画の策定に向けて

本市では、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする第9期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者施策の展開と中長期的な視点に基づいた給付サービスを提供してきたところです。

また、本計画の基本理念を「～いつまでも自分らしく、安心して暮らしていくために～共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり」とし、住み慣れた地域で最期まで過ごすことができる社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいます。

こうした中、少子高齢化及び人口減少の急激な進行と同時に、独居や高齢者のみの世帯が増加する等、高齢者を取り巻く環境が大きく変化しています。

本市人口において大きなボリュームゾーンを占める団塊の世代が、既に75歳以上の後期高齢者に到達しており、近い将来、医療や介護のニーズを抱える85歳以上の方が増加していく一方、支え手となる現役世代が著しく減少すると見込まれることから、介護サービス提供体制の確保が課題となっています。

今後は、本市高齢者の需要変化を適切に捉えながら、実情に応じた介護サービスを確保するための取組、医療・介護の一層の連携及び健康寿命延伸のための介護予防や認知症施策の推進、そして、様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会に向けた取組の推進が、一層重要となります。

以上の動向を踏まえながら、これまでの施策の実施状況や効果を検証したうえで、令和22年（2040年）を見据えた更なる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指すため、現行計画終了後の令和9年度を初年度とする、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

(2) 計画策定の根拠

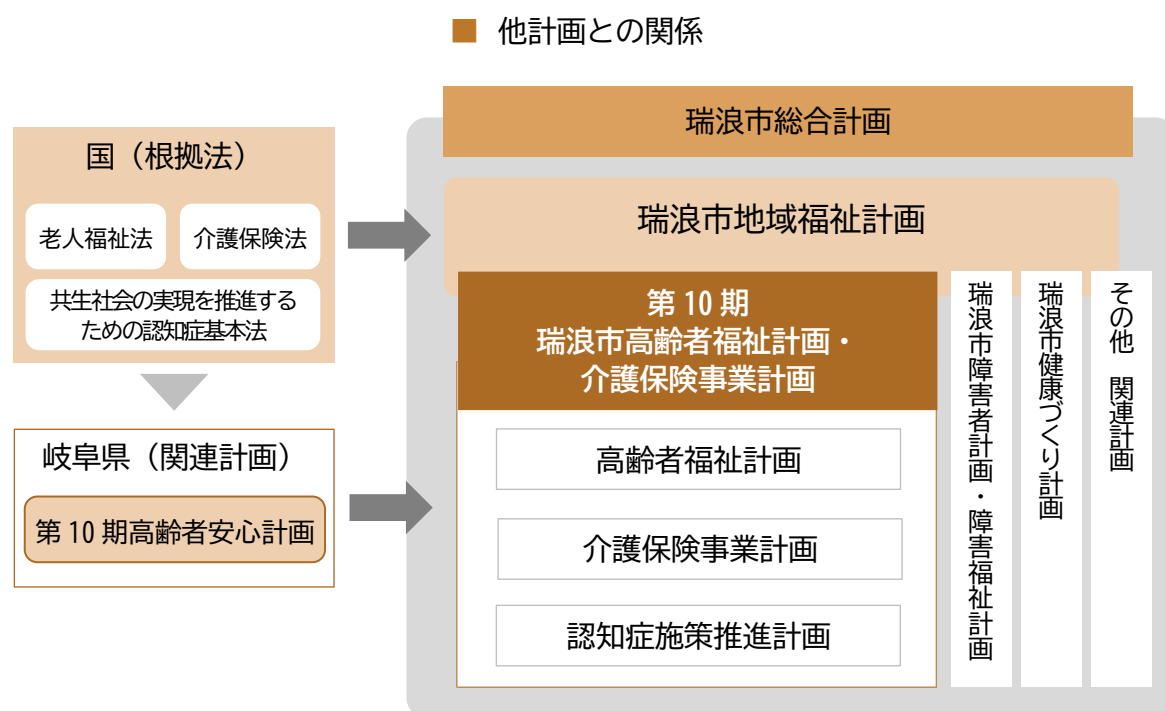
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」に相当します。当該市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」に相当します。介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えること等を定めるものです。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者福祉の施策を実施するにあたり、密接に関連し切り離せないものであることから、一体化して策定を進めるものです。

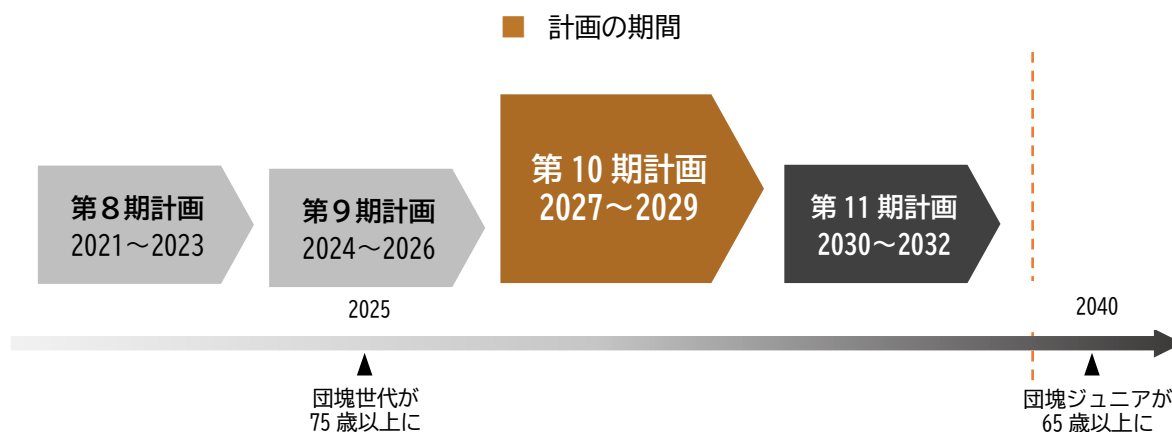
(3) 計画の位置づけ

上位計画の「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめとする国・県・市の関連計画等との整合性を図って策定します。また、本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく「市町村認知症施策推進計画」を一体のものとして策定し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる施策を計画的に推進します。



(4) 計画の期間

計画期間は、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 年間とします。また、令和 22（2040）年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保や需要推計を踏まえ、持続可能な施策の構築を図ります。



(5) 計画の策定体制

① 推進委員会の設置

本計画は、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、医療・福祉関係者、介護保険サービス事業者、介護保険被保険者代表、有識者、公募による市民で構成する瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会を設置し、策定します。

② 高齢者実態調査の実施

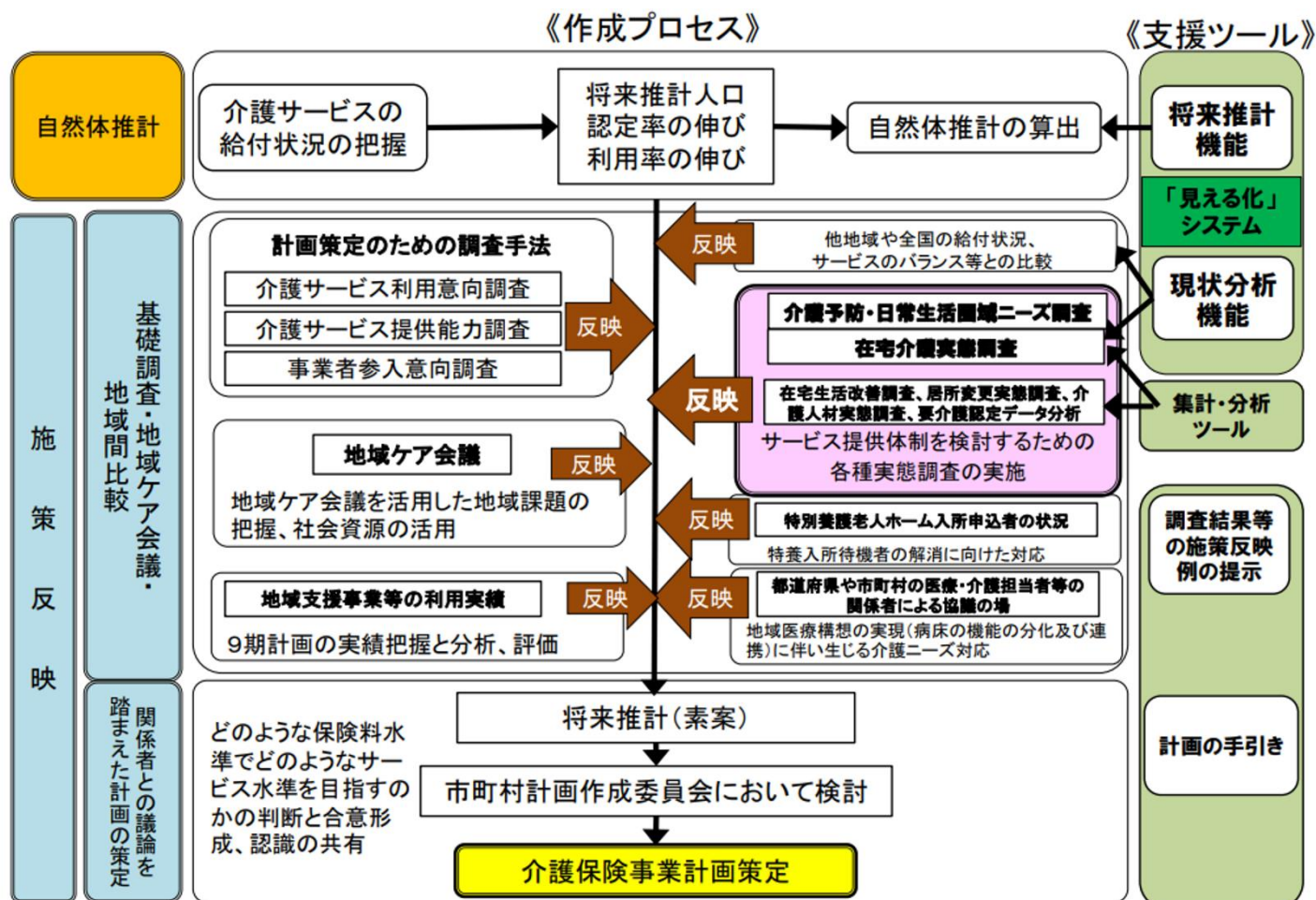
本計画の策定にあたり、計画対象の当事者である高齢者の日常生活や健康状態、介護者の状況や介護保険制度に対する意見・要望等を把握することを目的とした各種の高齢者実態調査を実施しました(令和7年11月～令和8年1月)。

③ パブリックコメントの実施

市民の皆様から幅広く意見をいただくため、市ホームページ等にてパブリックコメントを実施します(令和8年12月頃の予定)。

(6) 国の動向

第10期介護保険事業計画に係る作成プロセスと支援ツールのイメージは次のとおりです。



令和8年3月9日開催の第134回社会保障審議会介護保険部会では、市町村が作成する介護保険事業計画の在り方について、次のように示されました。

2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日）（抜粋）

（中長期的な推計）

- 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化し、都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

（2040年に向けた地域課題への対応）

- 2040年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかになった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要である。
- このため、介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することが適当である。
 - ・ 2040年に向けての中長期的な推計
 - ・ 中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域
 - ・ 総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組
 - ・ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況
 - ・ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること
 - ・ 人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等に係る地域の目標及びその達成に向けた方策
- その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。